

中央自動車道高井戸・八王子間の料金撤廃を求める意見書

平成13年に国は一連の特殊法人改革の一環として、道路四公団（日本道路公団・首都高速道路公団・阪神高速道路公団・本州四国連絡橋公団）を平成17年度までに民営化する方針を打ち出した。

その民営化論議が深まる中、首都高速道路公団については現状のまま残され、現在の日本道路公団が3つに分割されることが決定している。

そのような形態になるとするならば、東京都内には2つの高速道路会社が誕生することになり、三多摩地域に居住する者にとってはこれまでと同様、同じ都民でありながら二重に料金を負担するという、三多摩格差は依然として是正されないままになることが予想される。

現在東京都としては、首都高速道路公団に対し、1,822億円に上る出資と2,210億円もの無利子貸し付けを行っているが、当然この中には三多摩都民の税金が含まれており、そもそも高速道路については、本来通行料金によってその建設費が償還された時点で無料化されるべきものと思われる。

よって、本市議会は、政府に対し、交通渋滞を引き起こす最大要因の1つである高速道路上にある永福・三鷹料金所を取り除くことによる利便性の向上、経済的効果、そして同じ東京都民としての公平性の観点から、公団民営化に至る間に、中央自動車道高井戸・八王子間の料金撤廃を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年9月6日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男